

行政改革実行本部の設置について

平成 24 年 1 月 31 日
閣 議 決 定

1 政府として取り組んできた各般の行政改革の取組を踏まえ、行政改革を政府一体となって、総合的かつ強力に実行していくため、内閣に行政改革実行本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長	内閣総理大臣
本部長代行	副総理
副本部長	内閣官房長官、総務大臣、財務大臣
本部員	他の全ての国務大臣

3 本部の事務を担当する行政改革実行本部事務局を内閣官房に設置する。

4 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。